

業務妨害中止のお願い

庄戸地区の住民の皆様とは、これまで地質調査の実施について話し合いを行ってまいりましたが、現在まで十分にご理解をいただくことができないことは非常に残念なことと考えております。しかしながら、この地質調査は、住民の皆様の住環境を保全する方策を検討するためにも必要な調査であり、東日本高速道路株式会社の判断として調査を実施することといたしました。

横浜環状南線は、平成7年4月に都市計画決定された事業であり、東日本高速道路株式会社は、道路整備特別措置法に基づく国土交通大臣の許可を得て本事業を行っています。また、横浜環状南線は首都圏中央連絡自動車道の一部として、平成27年度の開通を目標としており、この事業の推進は、当社として社会的責任を果たす上で極めて重要な業務と考えています。

また、当該土地の使用については、平成20年1月10日、土地の所有及び管理者である横浜市長から、「市有土地の一時貸付の決定」により許可を得ているものであり、正規の手続きを経て調査を行っております。

しかしながら、現在、一部の住民の方々によって行われている地質調査に対する妨害行為は、当社の業務の妨害を意図的に行う違法な行為（威力業務妨害）であるとともに、事故を招きかねない危険な行為です。このような業務妨害を中止していただくよう改めてお願いするとともに、今後も業務妨害が継続する場合、当社として法的手段をとらざるを得ないことを、合わせて申し上げます。

なお、こうした業務妨害が発生していることから、当社の判断において、現場状況の写真・ビデオ等を撮影いたしますので、あらかじめご了承ください。

今後とも、住民の皆様との話し合いなどを通じて、本事業にご理解がいただけるよう努めてまいります。

平成20年 2月22日
東日本高速道路株式会社